

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成29年2月2日(木)

開会 13時30分

閉会 15時00分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 森脇健夫委員長、前田光久委員、柏木康恵委員、山口千代己教育長

欠席委員 岩崎恭典委員

4 出席職員

教育長 山口千代己 (再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当) 浅井雅之、

次長(学校教育担当) 山口顕、次長(育成支援・社会教育担当) 中嶋中、

次長(研修担当) 中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育財務課 課長 中西秀行、課長補佐兼班長 長尾和子、班長 天野長志、

主幹 美濃泰夫、主幹 川上裕正

学校経理・施設課 課長 釜須義宏、班長 西田恭子

福利・給与課 課長 上野公民、課長補佐兼班長 中野雅人

教職員課 課長 小見山幸弘、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 山北正也、

班長 加藤真也、班長 岡村芳成、主幹 佐川久美子、

主幹 田中宏明、主査 辻孝明、主査 山本篤志

高校教育課 課長 長谷川敦子、班長 萬井洋、指導主事 齋藤隆宏

社会教育・文化財保護課 参事兼課長 辻善典、班長 伊藤裕偉、

主査 川井加奈子

文化振興課 班長 田中誠徳

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第41号 平成29年度三重県一般会計予算について	原案可決
議案第42号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第43号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第44号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決

議案第45号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第46号 旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第47号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第48号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第49号 三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例案	原案可決
議案第50号 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第51号 三重県立美術館条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第52号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第53号 三重県指定文化財の指定及び解除について	原案可決
議案第54号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第55号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

6 報告題件名

件 名

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

報告2 平成28年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状及び感謝状贈呈について

7 審議の概要

・開会宣言

森脇健夫委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

委員5名のうち4名の出席により、会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成29年1月18日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

前田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第41号から議案第52号は県議会提出前であるため、議案第53号は内容に個人情報が含まれる案件であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第54号から議案第55号を審議し、報告1から報告2

の報告を受けた後、非公開の議案第41号から議案第53号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第54号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案（公開）

（釜須学校経理・施設課長説明）

議案第54号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案

学校教育法施行細則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年2月2日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

まず、学校教育法施行細則の概略を説明させていただきます。国のほうでは学校教育法、同法施行令、施行規則という法令がございますが、この法令に基づいて行う認可の申請、届け出手続き等に関して必要な事項を定めるということで、この学校教育法施行細則を県の規則として定めております。主に市町の設置する学校に係る手続きについて定めているものです。

1ページ目をご覧ください。規則案の改正内容で、新たに義務教育学校を加えるものです。改正理由等につきましては、2ページの規則案要綱をご覧ください。口頭で追加説明をさせていただきますが、義務教育学校で三重県内に設置されることに伴うもので、具体的には津市美里地区において、現在、長野小学校、高宮小学校、辰水小学校の3校の小学校と美里中学校の1校の中学校がございます。この4校を28年度末に廃校とし、4月1日に、義務教育学校として津市立みさとの丘学園が設置されます。

そのことを受けまして、学校教育法等に基づいて行う学校の設置・廃止等の届け出の手続き等の規定に義務教育学校を追加するということが、改正の理由です。

「3 施行期日」をご覧ください。公布の日から施行するとしておりますが、これにつきましては、7ページをご覧ください。施行細則改正案の参考資料として添付させていただきましたものでございます。改正内容につきましては、先ほど申し上げましたように、第2条以下、各種手続きの規定に義務教育学校を追加するというものです。

義務教育学校は、※印の2番のところを見ていただきますと、現行の「学校教育法施行細則に定める学校の設置・廃止等に係る手続き」の表でありますが、義務教育学校は、網掛けをした小中学校と同じ手続きにはなりますが、ページ一番下の表にございますように、この手続き・届け出は、学校の設置や廃止の14日前までに、市町から県に書類を提出してもらう必要がございます。そのため、4月1日の開校に先立ち、規定を準備しておく必要があるということで、施行規則を公布の日とさせていただいております。

なお、3ページから6ページにかけて、この施行細則の新旧対照表でございます。

説明は、以上です。

【質疑】

委員長

議案第54号はいかがでしょう。

これは、文科省としては、今年度から義務教育学校は始まっていますね。それは、これまで改正をしなかったのは、それに該当する学校がなかったということですか。連携校というジャンルのものも認められると聞いているんですが、義務教育学校は校長が1人ですね。連携校は校長が1人ずつ。しかし、教育課程を入れ替えることができる学校というのがジャンルとしてありますが、それに該当する学校はまだ出てこないということですか。

学校経理・施設課長

まだ県内ではありません。

委員長

出てこないんですか。出てきて、そして申請があれば、また改正するというのですか。

学校経理・施設課長

出てくる場合、学校教育法に規定する種類に該当するかどうか検討させていただいて、改正の必要があれば改正させていただきたいというふうに考えます。

委員長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第55号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（中西教育財務課長説明）

議案第55号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年2月2日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、1ページから改正の規則案、様式、7ページからは規則案要綱、9ページは新旧対照表を付けさせていただいておりますが、簡略にご説明させていただくために14ページをお開きください。ここに改正の概要をまとめさせていただきました。

まず、返還期間の延長についてということで、この貸与型奨学金の期間というのは、従来、最長12年で行っていました。この貸与総額120万円を超える部分については、今回、15年以内まで、185万円以上の部分については、18年以内まで延長できるように改正いたします。

15ページの横置きのパンチ図の資料をご覧ください。ここで公立の全日制の場合の貸与上限は90万8,000円で、これを12年で返済すると、月々6,300円でしたが、一番右端の私立高等学校専門学校の学生ですと、220万円が貸付上限で、それを12年間で返済すると、これまでですと、黒の棒グラフのとおり、1万5,200円となっております。この1万5,200円を月々返していただくというのは、負担感が大きいということで、下の※印のところに書いてございますとおり、返還最長期間の上限を上げることによって、返還月額をおおむねで大体1万円以内に収まるように改正すると、これが今回の改正の一番大きな目的でございます。

2番目には、条項等の改正でございますが、この奨学金を受けるときに、中学校で予約採用というのを申し込んでいただいて審査するわけですが、三重県内に先ほどの議案で説明がありました義務教育学校が設置されること、それから、鈴鹿の私学で中高一貫の中等教育学校が設置されるということで、この貸与規則の一部を改定するものでございます。

3点目は、様式等の改正でございますが、様式のところでLGBT等の性的マイノリティの人々への配慮ということで、今まで「男・女」という記載がありましたが、それを削除させていただきます。具体的には、戻っていただいて、新旧対照表でいきますと、13ページの現行のところの上段に「男・女」と書いてある選択の○を振る欄があります。そこを削除いたします。

さらに戻っていただきまして、9ページ、同じように現行の上段の申込者のところに男・女というのがございますが、特段、奨学金の貸与業務等で男・女の区別を記載していただく必要はございませんので、ここは削除をいたします。

更に戻っていただきまして、7ページが今回の規則案要綱でございますが、内容等は、今までお話しさせていただいたとおりで、あとは様式等の記載事項を所要の改正をいたしますのと、3番目のところで施行期日等ということでかなり細かく書いてございますが、施行期日は29年4月1日からということで、2番目のところにつきましては、新しい上限額に対する返還期間の延長について、どこから適用するかですが、新たに貸し付ける者とか、あるいは、借用証書を出してもらった時点でとかありますが、これまでの例によりまして、今も借りている人から、この奨学金を利用するすべての人に新しい規定を適用するというので、施行期日等の2のところの規定をさせていただきます予定でございます。

説明は、以上でございます。

【質疑】

委員長

それでは、議案第55号はいかがでございますか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について （公開）

（中西教育財務課長説明）

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり平成29年三重県議会定例会2月定例会議へ報告するので、報告する。平成29年2月2日提出 三重県教育委員会事務局教育財務課長。

それでは、1ページをご覧ください。この表のとおり、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

1ページ目の表の上段の村田光男さんですが、これは前回、1月18日に報告をさせていただいたところですが、その後、12月22日に、下段の村田幸弘さんから異議申立てがありました。その件につきましては、2ページのとおりで、2ページの経緯、あるいはその後の手続き等につきましては、前回と同じですので省略させていただきますが、経緯のところの下から4行目、当該手続きは平成28年12月16日に行いましたが、平成29年1月24日に、相手方からの債務の成立を争う旨の異議申立てが裁判所に提出されましたので、申立日に遡って訴えの提起をしたと見なされることとなりましたということです。

本件の相手方は、連帯保証人でございます。専決処分の日は、支払督促を申し立てた日である28年12月16日になります。

今後の対応につきましては、県では支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、別紙のとおり次回の議会に報告をいたしますので、前回の18日と合わせた形で報告させていただきます。

今後は、裁判で債務の成立を主張し、その支払いを求めていきます。

なお、支払督促制度の概要等は、参考資料のとおりとなっております。

報告は、以上でございます。

【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょうか。よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する－

・審議事項

報告2 平成28年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状及び感謝状贈呈について (公開)

(長谷川高校教育課長説明)

報告2 平成28年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状及び感謝状贈呈について

平成28年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状及び感謝状贈呈について、別紙のとおり報告する。平成29年2月2日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

それでは、1ページをめくっていただきまして、別紙の資料をご覧ください。まず、「1 趣旨・目的」でございます。この制度は、職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績をあげた事業所に対し、特別感謝状及び感謝状を贈呈し、広く県民に周知することにより、キャリア教育を推進することを目的としております。

感謝状贈呈は、平成19年度から始まっています。今年でちょうど10年目を迎えるということで、今年度、特別感謝状を新設いたしました。特別感謝状でございますが、感謝状の贈呈年度から連続10年にわたって職場体験やインターンシップ等の受け入れに協力いただいた事業所に感謝状及び記念品を贈呈することとさせていただきます。

また、従来の感謝状については、職場体験やインターンシップだけでなく、デュアルシステムをより充実させるため、職場体験・インターンシップ等部門とデュアルシステム部門の2つに分けることといたしました。

詳しくは、次の「2 特別感謝状について」をご覧ください。平成19年度に感謝状を贈呈したのは、39事業所でございます。この39事業所を対象に、経済団体、県立学校、市町等教育委員会の協力を得て調査をした結果、このたび、17事業所に対しまして、特別感謝状及び記念品を贈呈することといたします。

続いて、「3 感謝状について」をご覧ください。今年度、経済団体、県立学校、市町等教育委員会から推薦を受けた26事業について審査をした結果、26事業所に対し感謝状を贈呈いたします。

なお、感謝状推薦機関別の贈呈事業所数は、市町等教育委員会が3、高等学校が18、特別支援学校が3、経済団体、商工会議所が2となっています。

また、事業所所在地別の贈呈事業所数は、右の表のとおりで、四日市市が最も多く6、続いて伊勢市が3、その他の市町については、ご覧のとおりでございます。

今回、推薦いただけなかった地域については、経済団体と高等学校が協力して事業所を推薦している事例を紹介するなど、引き続き働きかけを行い、推薦事業所の増加につなげていきたいと考えています。

なお、事業所の学校への支援内容は、4ページから11ページにかけて、所在地別にまとめておりますので、ご覧ください。

「4 感謝状贈呈式」をご覧ください。感謝状贈呈式は、2月14日(火)に、県庁講堂にて開催をさせていただきます。当日は、教育委員会委員長代理の柏木委員が

ら感謝状の贈呈をお願いいたします。よろしく申し上げます。

今年度も昨年度と同様に、「三重県キャリア教育フォーラム」の第一部として感謝状の贈呈式を行い、第2部ではキャリア教育実践発表を行う予定です。今後も三重の子どもたちが将来、自立した社会人として積極的に社会参画できるようにするため、学校、企業、関係団体等と連携しキャリア教育の充実に取り組んでいきたいと考えております。

報告は以上でございますが、参考資料として22ページ以降に、過去の贈呈事業所の一覧を添付しております。

以上でございます。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第41号 平成29年度三重県一般会計予算について（非公開）

教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第42号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第43号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第44号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第45号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
(非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第46号 旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例案 (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第47号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (非公開)

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第48号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案 (非公開)

教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第49号 三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例案 (非公開)

教育総務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第50号 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案 (非公開)

参事兼社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第51号 三重県立美術館条例の一部を改正する条例案 (非公開)

参事兼社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第52号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案 (非公開)

参事兼社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第53号 三重県指定文化財の指定及び解除について（非公開）

参事兼社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。